

第 11 回目の今回は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（以下、倫理指針）で定められる「他の研究機関への試料・情報の提供を行う手続き（既存試料・情報提供のみ、もしくは研究協力機関）」を取り上げました。

倫理指針では、「研究機関に所属する研究者等」とは別に、以下の立場の者が定められています。

- ① 新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者（研究協力機関）
- ② 既存試料・情報の提供のみを行う者  
（倫理指針「第 2 用語の定義、(13) 研究協力機関、(17) 研究者等」より抜粋）

上記の①、②は、「研究機関の研究者等」から除かれていることから、倫理指針で研究機関に対して課される研究実施に係る義務の一部（倫理指針に定める教育・研修受講、利益相反申告等）が必須とされていません。一方で、①および②の者は、該当する研究においては研究者としても認められないこととなります。

研究代表者より研究への協力依頼がなされた際には、いずれの立場で協力をするのかについて十分に確認のうえ、お手続きください。

北里大学病院が研究協力機関、既存試料・情報の提供のみを行う際の院内手続き窓口は HRP 室で担当しています。下記ホームページをご参照いただき、必要書類を HRP 室までメールでご提出ください。

北里大学医学部・病院倫理委員会（以下、倫理委員会）による内容の確認により審査不要と判断された場合は病院長の許可となりますが、倫理委員会の審査を指示される場合があることをご承知おきください。

他の研究機関への試料・情報の提供のみを行う場合の手続き  
（研究協力機関、既存の試料・情報の提供のみ）

[https://www.kitasato-u.ac.jp/khp/section/bumon/hrp/shinsei\\_human02.html](https://www.kitasato-u.ac.jp/khp/section/bumon/hrp/shinsei_human02.html)

（参考資料）

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

HRP 室ホームページには、北里大学医学部・病院で臨床研究を行う際に必要となる手続き等を纏めて掲載していますので、ご利用下さい。

<https://www.kitasato-u.ac.jp/khp/section/bumon/hrp/>